

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十四第

行發日一月十年一十和昭

論叢

社會費と娛樂稅

法學博士 神戸正雄

新國民主義の立場

經濟學博士 石川興二

農村負債整理問題

經濟學博士 八木芳之助

時論

低金利と資金の動向

經濟學博士 小島昌太郎

日印協定の改訂問題

經濟學博士 谷口吉彦

研究

マシーナル地代論に關する一考察

經濟學士 山岡亮一

獨占について

經濟學士 青山秀夫

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題

經濟學士 白杉庄一郎

說苑

廣島縣の産業の特色と將來の産業政策

經濟學士 安田元七

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

日印協定の改訂問題

谷口吉彦

目次

- 一、協定改訂の目標
 二、數量協定に關する諸問題
 三、交換貿易に關する諸問題
 四、實施成績より見たる諸問題
 五、印度側の主張する改訂問題
 六、結 論

一、協定改訂の目標

日印協定を改訂せんとする日印再會商は、印度シムラにおいて現に進行しつゝある。會議の内容については多く傳へられてゐないから、いま如何なる進行を見つゝあるかは不明であるが、吾々は何よりも先づこの協定が適當なる改訂を経て、更に次の期間に繼續さるゝことを以つて、日印兩國の經濟上有利なりと考ふるものである。¹⁾併しながらこのことは必ずしも現行の日印協定をもつて、公正なる對等協定であるとするものでもなく、従つてまた之をそのままに繼續せんとするものでもない、日印協定がすでに成立の當初より、必ずしも公正・對等なる協定にあらざることは、廣く論議されたる所である。²⁾その後この協定の實施期間を経過するに従つて、豫期せざる缺陷の存することも次第に明らかとなつて來た。他方に印度側もまた、自國産業および英帝國プロツクの立場から、この協定に對する改訂を要求するかに見える。かくして今回の再會商に際し

1) 拙稿、日印貿易の再檢討、本誌前々號參照
 2) 拙著、貿易統制の研究、第二篇第二章參照

ては、日印双方の側において、それらの立場を異にする各方面から、改訂問題を提議することゝなつたわけである。この機會において吾々は、少くとも意識的には何れの立場に偏することもなく、公正なる第三者の立場において、この問題を考察して多少の參考資料を供したいと思ふ。

先づ第一に、現行の日印協定には、之に内在する多くの不公正または不平等なる點がある。これは必ずしもその實施を待つて始めて明らかとなつたものではなく、すでに成立の當初より明らかではあつたが、併し吾々はその當時において徒らに無益なる批判をなすことを休めて、たゞその協定の新なる意義を發見するに止め、もつて今日の改訂の機會を待つたものである。またこの種の不平等が現實の協定において、絶対に許すべからざるものとも考へられない。如何なる程度の不平等性が現實の協定に混在するかは、要するに協定二國の立場の強弱如何に依存し、立場の強弱はまた結局するところ相互貿易の重要程度の相違、詳言せば吾國が印度貿易を必要とする程度と、印度が日本貿易を必要とする程度と、何れが大なるかの點に依存すると言はねばならぬ。それ故に總ての不平等性をこの種の協定から全く排除することは困難ではあるが、併し兎もかく事實として存在する不平等性は、その總ての排除を會商に主張すると否とに拘らず、一應は之を認識し検討しておかねばならぬ。この意味において吾々は先づ第一に、現行の日印協定に内在する不平等性を検討することゝする。この不平等性にもまた二種のものゝを區別することが出来る。

一は協定の内容を現實の貿易事實と對照せしむる場合に生ずる不公正または不平等であり、二は

協定の内容そのものに内在する不平等性である。是等の具體的な論議は後に本論において取扱ふ所である。

第二に、現行協定の有効期間三ヶ年のうち、前二ヶ年間の実施成績は今日すでに明らかとなつてゐる。この実績より見て、日印協定は果して兩國の經濟上に如何なる影響を及ぼしたるか、従つてまたこの協定は根本的に之を繼續せしむべきか或は破棄せしむべきか、或はまた如何なる改訂を加へて繼續せしむべきか等々の問題を生ずることとなる。この場合に最も困難な問題となるは、日印兩國の利害關係にある。兩國が何れも自國の立場に立つてその利益を主張するのは、一應は已むを得ないことではあるが、併し兩國が互にその自利ばかりを固執しては、この種の協定の如きは成立し得ない。相互に互讓協調の精神に立つて、一應は相手方の立場をも考慮するだけの餘裕がなければならぬ。且つまたこの種の經濟上の協定は、之によつて相互に共通の利益をうる場合が少くない。謂はゆる共存共榮これである。即ち改訂問題を協定の実績に照して論議するには、互讓協調と共存共榮とを目標として進むべきである。

要するに日印協定の改訂問題は、種々の國際的および國內的の立場より論議しうるであらうが吾々は何れの利害にも捉はるゝことなく、公正なる第三者の立場にあつて、一は協定の平等性を目標としてその改訂を考へ、一は兩國の共存共榮を目標としてその改訂を検討せんとするものである。

二、數量協定に關する諸問題

日印協定の主要な内容は、印度棉花と日本綿布とのバーター制を中心とするものであるが、之には種々の點において著しき不平等性を包含してゐる。

第一に、根本的問題は、このバーター制を棉花と綿布とに限り、その他の商品を全く除外せる點にある。之はその當時も多く論議せられた所であるが、後にも述ぶるが如く、棉花と綿布とのバーターでは、價額上甚だしき不均衡となつて、バーター制のもつ本來の意義は全く失はれてゐる。價額をほゞ均衡に近からしめんためには、日本綿布の輸出量を二倍以上に引上げるか、印度棉花の輸入量を半分以下に引下げねばならず、之は不可能に近い。従つてこの不均衡を矯正するの途は、謂はゆる雜貨の輸出に俟つ外ないが、現行の協定には之に關する規定は全くない。併し乍ら雜多の商品のバーター制を規定することは、實際上困難であるから、バーター制は現行の如く棉花と綿布との間に止め、雜貨に就ては他に何等かの規定を包含せしむべきであらう。例へば雜貨に對する關稅制限協定の如きこれである。これは現行協定の内容改訂と言ふよりは、寧ろ新規定の挿入ではあるが、併し棉花と綿布とをリンクするより來る必然の結果であるから、之に關聯して當然に要求されねばならぬ。現にこの協定成立に前後して、雜貨に對する關稅を高率に引上げ、そのためメリヤス製品・玩具・陶磁器等の輸出は、その後の二年間に著しく減退しつゝあ

る。

第二に、棉花と綿布とのバーター制は、相互交換の平等原理に立つべきものであるが、現行協定は必ずしもさうではない。即ち一定量の棉花の輸入を前提としてのみ、綿布の輸出をなしうることとなつてゐる。之は後に述ぶる棉花年度と綿布年度との相違せる點からも明らかであるが、協定の文面からも明らかである。即ち『議定書』第三條には『(一)棉花年度ニ於テ棉花百萬俵ガ印度ヨリ日本國ニ輸出セラレトキハ、對應綿布年度ニ於テ日本國ヨリ印度ニ輸出セラレ得ベキ綿布數量ハ、基準割當量三億二千五百萬ヤードタルベシ』(If in any cotton year 1 million bales of raw cotton are exported from India to Japan, the quantity of cotton piece-goods which may be exported from Japan to India in the corresponding cotton piece-goods year shall be a basic allotment of 325 million yards)之によつて印棉百萬俵の輸入は前提的に優先的に基礎となつて、之に對して日本綿布を始めて輸出しうることとなつてゐる。之は單なる抽象的理論の問題ではなく、この不平等なる根本的精神が、後に述ぶるが如く多くの具體的な不平等性を招くこととなつてゐる。

第三に、基準數量としての棉花百萬俵に對する綿布三億二千五百萬ヤード並びに最高數量としての棉花百五十萬俵に對する綿布四億ヤードといふ數量もまた問題である。何を標準として是等の數量を決定したかは不明であるが、かゝる場合に一應の標準となる過去の實績を見るに、過去

1) 拙稿、日印貿易の再検討、第三表參照
 2) 日印會商準備委員會、日印貿易參考資料 P. 5.
 3) 前掲書、p. 11.

三ヶ年平均の數量は、印度側の資料によれば、棉花百〇六萬俵・綿布四億二千二百萬ヤードである。この現實の貿易數量を標準として、協定數量を定めたとすれば、棉花の基準數量百萬俵は略々現實數量に近く定められてゐるから、綿布の基準數量も現實に近く四億ヤードでなければならぬ。然るに協定は之を三億二千五百萬ヤードと定め、四億ヤードは却つて最高數量となつてゐる。之を最高とするならば、棉花百萬俵も最高數量でなければならぬ。こゝに前に述べたる現實の事實と對比しての協定内容の不平等性の一つがある。従つて後に述ぶるが如く協定成立後の現實の貿易もまた、甚だしく協定數量から遠ざかるの結果となつてゐる。

第四に、伸縮數量スライディングスケールの規定もまた事實とは關係なく協定内容そのものに含まるゝ不平等性の著しきものである。即ち棉花百萬俵を基準として、一萬俵を減ずる毎に綿布二百萬ヤードを控除するに反し、一萬俵を増す毎に百五十萬俵を増加しうるこゝとなつてゐる。之は不平等に吾國の不利益である。百萬俵對三億二千五百萬ヤードの數字よりせば、棉花一萬俵の増減に對しては、増減ともに綿布三百二十五萬ヤードでなければならず、假りに二百萬ヤードとしても、増減ともに等しく二百萬ヤードでなければならぬ。今もしこの點が平等であつたとすれば、協定第一年度の棉花輸入量二百〇五萬三千俵に對しては、姑らく最高限度を無視すれば、綿布五億三千五百萬ヤードを輸出しうべく、また第二年度の棉花輸入量百六十一萬一千俵に對しては綿布四億四千七百萬ヤードを輸出しうる筈である。何れにせよこの不平等性は最も明白であつて、何人も否定す

4) 拙稿、日印貿易の再検討、第七表參照
5) 同上、第十表參照

ることば出来ない。

第五に、最高數量に關する協定もまた、不平等性の著しきものである。第一に等しく最大數量ではあつても、棉花に對すると綿布に對するとは、その意味を異にする。詳言せば印度側の棉花百五十萬俵は一ヶ年に輸入する一應の最大數量に過ぎず、たゞ之を超過する數量は、翌年度に繰越して之を算入すると言ふに過ぎない。然るに日本側の最高數量綿布四億ヤードは、絶對的の最高限度であつて、『如何ナル場合ニ於テモ一綿布年度ニ對シ四億ヤードヲ超エザルベシ』(議定書第三條(三))となつてゐて、翌年度への繰越しさへ認められてゐない。たゞ併し斯くの如く無理なる規定は實行上到底困難であつて、現に第一年度の綿布純輸出量は四億六百萬ヤード、第二年度は四億六千萬ヤードとなつてゐる。第二に最大數量そのものも決して合理的ではない。先にも述ぶるが如く、協定前三ヶ年の實蹟は、ほゞ棉花百萬俵に對する綿布四億ヤードであつた。假りに之を標準とするならば棉花最高百五十萬俵に對する綿布最高數量は六億ヤードでなければならぬ。之を四億ヤードに限定するが如きは、事實を無視せるものであつて、従つてまた協定後の實際に於ても實現困難とならざるを得ない。第三に超過數量の繰越しに關する規定も明確ではない。百五十萬俵の最大數量を超過せる棉花は、翌年度に繰越して計算せらるべきは明らかではあるが、翌年度のみ輸入が更に超過數量を出した場合、この兩者の合計が第三年度に繰越すか、または第二年度の超過數量のみが第三年度に繰越すか、之は恐らく當時においては豫想せざりし

6) 日印會商準備委員會、日印貿易參考資料、P. 5.
 7) 日印貿易委員會の再檢討、第十一表參照
 8) 日印會商準備委員會、日印貿易參考資料、P. 70—71.

事實であつて、それだけ棉花輸入は豫想以上に多量なることを實證するものであるが、この點に關する協定の内容は必ずしも明確ならず、その解釋に關する彼我の意見は對立して、恐らく今次の再會商における最初の問題となつたものと想はるゝが、改訂に當つてはこの點を明白に規定する必要がある、且つ超過數量は協定の有効に繼續する限り有効に留保されねばならぬ。

三、交換貿易に關する諸問題

以上は主として棉花・綿布交換制に關する數量上の不平等性を中心とするものであるが、この他にも尙ほ之に關聯して指摘しうる不平等性は少くない。

第一は、數量協定の裏面に流るゝ價額關係である。元來バーター制の有する意義は、貿易の個別的均衡にあるものであるから、この點より言へば、數量協定よりも寧ろ價額協定を理想的とすべく、例へば對印輸入二億圓に對して對印輸出二億圓と言ふが如く協定すべきである。然るに實際においてはこの種の價額協定は實行上の困難を伴ふから、現實のバーター制の多くは、特定商品の一定數量を相互に交換する規定となるものであるが、この場合でもバーター本來の趣旨より稽へて、常にその裏面に流るゝ價額の均衡如何を考慮せねばならぬ、さきにも述ぶるが如く、基準數量としての棉花百萬俵に對する綿布三億二千五百萬ヤード並びに最高數量としての棉花百五十萬俵に對する綿布四億ヤードは、この數量そのものが既に多くの問題を含んでゐるのみならず

之を價額において考察する場合には、更に著しくその不平等性を現はすこととなる。勿論價格變動の著しき是等の商品について、正確に價額關係を算定することは困難であるが、その當時において傳へられた所では、最高數量の價額關係は、棉花一億八千萬圓に對する綿布七千萬圓と算定され、²⁾従つて基準數量のそれは一億二千萬圓に對する五千六百萬圓となる。即ちその割合はほぼ一對二・五に當り、甚だしき不均衡を示して、バーター制の趣旨は全く没却されてゐる。さきにも述ぶるが如く基準數量を百萬俵對四億ヤードとし、最高數量を百五十萬俵對六億ヤードと改訂せば、價額關係は一億二千萬圓對七千萬圓および一億八千萬圓對一億五千萬圓となり、やゝ均衡に近づけれども尙ほ甚だしき不均衡である。所詮棉花對綿布の交換のみでは、價額の均衡は不可能であるから、さきにも述ぶるが如く、何等かの方法によつて雜貨輸出を確保することにより、この不平等性の緩和を計る必要が生ずるわけである。

第二に、棉花年度・綿布年度の協定にも亦、この協定の不平等性が現はれてゐる。即ち棉花年度は一月一日より十二月三十一日までと規定せらるゝに反し、綿布年度は三ヶ月おかれて四月一日より翌年三月三十一日までと規定されてゐる。この相違は商品そのものゝ技術的年度または經濟的年度より來るものではない。例へば印度棉花の耕作年度は九月より翌年八月にわたり、またその輸出年度は四月より翌年三月に互つてゐる。而して吾國の綿布輸出年度は一月より十二月に至るものであるから、率直に右の事實に基づく年度を規定するならば、協定内容とは全く逆に、

2) 拙著、前掲書、p. 232.

棉花年度を四月——三月とし、綿布年度を一月——十二月とせねばならぬ。之は些々たる事實の如くにして、實は日印協定における根本的態度の不平等性を曝露してゐるものである。最初に指摘せる如く、このバーター制は相互交換の平等原則に立つものではなく、印度棉花の輸入を前提的に優先的に認めたる後、之を基準として日本綿布の輸出を認めたものである。そこで年度の規定に當つても、現實の實狀に反してまでも先づ印度棉花の年度を先行せしめ、その輸入状況を見極めたる後、之を基準として綿布輸出をなしうる様に、三ヶ月を遅らせて綿布年度を開始せしめたものである。³⁾之を如何に改訂すべきかは問題であるが、相互交換の平等原則を根本的に樹立せしむべきことと言ふまでもない。協定成立當時の情勢は別として、根本的には印棉輸入を必要とする吾國の事情と、その輸出を必要とする印度の事情との間には、何等の相違も認められないからである。

第三に、季節的割當の有無もまた、一つの不平等性として指摘することが出来る。即ち印度棉花の輸入には何等の季節的制限を附せず、一年を通じて最大百五十萬俵と規定せらるゝに反し、日本綿布の輸出は一ヶ年を二分して、前半期に二億ヤード、後半期に二億ヤードといふ制限を附せられてゐる。この種の季節的割當の有無は、結局において相互輸出の難易を結果することとなり、此點においても吾國は不利益の地位に置かれてゐる。蓋し周知の如く何れの貿易品にも季節的變動は免れないものであるから、そこで此の變動に恰かも一致する様に季節的割當を與へらる

3) 奥村正太郎氏、輸出統制の一例(『綿業時報』第二卷第七號參照)

ならば、輸出障害は比較的に少ないけれども、尙ほ一ヶ年を通じて自由に輸出しうる場合の比較ではない。況んや季節的變動と相違しまたは之と相反するが如き季節的割當を與へらるゝ場合には、その割當は徒に空名に終つて現實に之を輸出しうるものではない。四億ヤードの綿布輸出が、前後二期に等分に二分されてゐる現行協定は、後半期を輸出期とする吾國にとつて不利益である。幸にこの不利益は、今日までの所では綿布輸出の旺盛に押し隠されて、現實の障害とはなつてゐないけれども、輸出鈍化の傾向を示す場合には問題となるであらう。何れにせよ不平等なる此の種の制限は、この機會に撤廢しおくに如くはない。

第四に、日印協定に含まるゝ關稅の協定にも問題がある。周知の如く元來この協定の成立は、關稅問題に出發したものである。即ち日本綿布に對して從價七割五分、英國綿布に對して二割五分といふ極端なる差別關稅は、吾國の當業者を憤激せしめて遂に印棉不買の斷行となり、その結果として日印會商となり、協定成立となつたものである。協定の結果は從價五割に引下げられてはゐるが、併し英國綿布との間には尙ほ二割五分の差別待遇が残つてゐた。然るに本年六月に至つて、印度は對英關稅のみを更に引下げることゝなつたから、吾國は相對的には關稅を引上げられたことゝなつてゐる。そこで問題は、さきに吾國が七割五分の關稅に憤激したのは、その高率關稅を問題にしたのか、または英國との間の差別關稅を問題にしたのかに在る。元來一國が自國産業保護の立場から高率關稅を課したとしても、關稅自主權を有する以上は、外國より之を如何

4) 拙著、貿易統制の研究

ともすることは出来ない。今もし印度が純粹に自國産業保護の立場よりするものならば、七割五分の關稅もまた已むを得ないと言はねばならぬ。併し乍らそれならば英國との間に差別關稅を設くる理由はない。印度産業に及ぼす影響は、日本品たると英國品たるとによつて差等はあり得ないからである。それ故に吾國にとつての問題は、高率關稅よりも寧ろその差別關稅にあるべき筈である。この理論を認むるならば、現行協定の關稅規定は、從價五割といふが如き絶對的規定を避けて、例へば關稅最低國(英國)との差等を二割五分以上たらしめずといふが如き相對的規定となすべきものであつた。現行の如き絶對的規定では、假りに其後に至つて英國綿布を無稅とするが如きことあらんか、その差別待遇は再び五割に達して、協定直前におけるが如き最惡狀態に逆轉したとしても、之を如何ともすべからざるに至る。それ故に關稅規定を對英關稅と係らしめて、その差等率だけを相對的に規定することは、たゞに吾國にとつて有利であるに止まらず、問題發生の由來より見て、最も合理的なる改訂であると言はねばならぬ。

四、實施成績より見たる諸問題

日印協定成立後二ヶ年の實施成績より見て、如何なる點を改訂すべきか、先づ第一に、日印貿易全體より見て、如何なる實績をあげてゐるか、之を協定前の二ヶ年と對照し、且つ日印兩國側の數字を示せば第一表の如くである。

第一表 日印貿易總額

前後比較	日本側の數字 ¹⁾				印度側の數字 ²⁾			
	年	年度	對日輸出	對日輸入	年	年度	對日輸入	對日輸出
協定前	昭和七年 昭和八年 計	千円 一九二、四九一 一〇五、二四四 三九七、七三五	千円 二六、八六五 二〇四、七七七 三三二、〇四二	出 出 出	千留比 一九三一—三三年 一九三二—三三年 計	一九三、三九七 二〇四、七七六 三六、二七五	一九元、四八八 一九元、五〇〇 二天、六六八	六、〇三三 空、三六六 五、三三三
協定後	昭和十年 計	千円 五三三、八七〇	千円 五三三、八七〇	入	一九三四—三五年 計	三七二、四五六	五七、三三三	三、〇〇〇
前後比較	増減額	増減率	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額
	増	増	増	増	増	増	増	増
	二六、三三三	二六、三三三%	二七三、七五八	二七三、七五八%	三三、三三三	三三、三三三%	八八、六五八	八八、六五八%
	減	減	減	減	減	減	減	減
	三、三三三	三、三三三%	三、三三三	三、三三三%	三、三三三	三、三三三%	三、三三三	三、三三三%
	計	計	計	計	計	計	計	計
	五三三、八七〇	五三三、八七〇%	五三三、八七〇	五三三、八七〇%	五三三、八七〇	五三三、八七〇%	五三三、八七〇	五三三、八七〇%

兩國側の數字は必ずしも正確に一致しないけれども、併し次の諸點においては一致してゐる。即ち協定後の貿易は(一)輸出も輸入も著しく増加してゐる。(二)吾國は輸出よりも輸入において著しく増加してゐる。従つて印度は輸入よりも輸出において著しく増加してゐる。(三)吾國は協定前の出超から入超に轉じてゐる。印度側では前後ともに入超となつてゐるが、併し入超の程度は著しく減退してゐる。それ故に日印貿易全體より見る時は、協定後において日印貿易は著しく改善され、且つ日本の輸出増加よりも、印度の輸出増加において、一段と顯著なる實蹟をあげてゐることとは明らかである。この意味において、この協定を續續することは兩國經濟にとり共に利益であ

1) 大藏省、外國貿易月表に據る。
2) 日印會商準備委員會、日印貿易參考資料に據る。

り、且つその利益は印度側においてより大であることが判る。

第二に、然らばバーター制を構成する棉花と綿布との交換貿易は、協定後において如何なる實蹟を示してゐるか、いま吾國の數字に従つて、協定前後を比較すれば第二表の如くなる。

第二表 棉花と綿布との交換貿易

前後比較	棉花對印輸入				綿布對印輸出			
	協定前	協定後	協定前	協定後	協定前	協定後	協定前	協定後
	昭和七年	昭和九年	昭和七年	昭和九年	昭和七年	昭和九年	昭和七年	昭和九年
	計	計	計	計	計	計	計	計
増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
増	減	増	減	増	減	増	減	増
六・三	二五〇、九六	二五二、四三四	二五九、〇三六	二五二、四三四	二五九、〇三六	二五二、四三四	二五九、〇三六	二五二、四三四
四・七	二〇・六	二〇・五	二〇・六	二〇・五	二〇・六	二〇・五	二〇・六	二〇・五
三・八	四、八七	五、七九	三、二二	四、二七	三、二二	四、二七	三、二二	四、二七
六〇・三	四一六	四二四	四一六	四二四	四一六	四二四	四一六	四二四
〇・二	九二	八五、八一	二五、九三	六六、八一	二五、九三	六六、八一	二五、九三	六六、八一
三・二	七・三	一三・六	二五・四	一三・六	二五・四	一三・六	二五・四	一三・六
二・八	一元、五三	四一〇、五三	九六、五八	四一〇、五三	九六、五八	四一〇、五三	九六、五八	四一〇、五三
三・六	八・四	一五・九	三・六	一五・九	三・六	一五・九	三・六	一五・九

之によれば吾國の棉花輸入は、協定後において約二倍近くも増進してゐる。棉花總輸入に對する比率においても、約二割五分から三割五分に増進してゐる。之に反して綿布輸出は協定後において却つて減退し、ことに價額よりも數量の減退が著しい。更に綿布總輸出に對する比率において、顯著に減退してゐる。即ち日印協定の結果は、印度の對日棉花輸出を著増せしめると反對に、

吾國の對印綿布輸出を減退せしむることゝなつた。この意味においてこのバーター制による利益は、吾國よりも寧ろ印度に對して、遙かに大なるものを齎らしつゝあることが判る。

第三に、協定後の實績を協定内容の棉花數量と對比するに、最高數量百五十萬俵を遙に突破して、再輸出を控除したる純輸入は、第一年度二百〇五萬三千俵、第二年度百六十四萬一千俵に達してゐる。従つて超過數量は第一年度五十五萬三千俵、第二年度十四萬一千俵となり、翌年度に繰越し計算さるゝことゝなつた。この點より見るも亦、印度は當時の豫想以上に棉花輸出をなし得たわけである。

第四に、協定内容の綿布數量を協定後の實績を對照するに、基準棉花百萬俵以上の每一萬俵につき百五十萬碼の加算を加ふれば、第一年度四億八千萬碼、第二年度四億二千萬碼となるわけであるが、最高數量の規定は之を許さないことゝなる。實際には再輸出を控除せる純輸出は、第一年度四億〇六百萬碼、第二年度は四億六千萬碼となり、最高規定は嚴密には實現されてゐない。之は現行協定の實行困難を暗示するものである。

第五に、綿布の品種別規定に關する實績を見るに、さきにも指摘せるが如く、協定前の實狀よりせば晒地の割當は餘りに過少であるが、協定後の實績においても、第一年度は晒地においてのみ割當以上に出で、その他の品種は何れも割當以内に止まつてゐる。第二年度は各品種とも超過してゐるが、併し晒地において最も大きい。是等の點より見るときは、品種別割當は晒地におい

1) 拙稿、日印貿易の再検討、第十一表參照。

て不當に少いことが判る。従つて晒地の比率を増大すべきことも、改訂事項の一つでなければならぬ。

最後に、協定に對する兩國の期待は、全體として如何なる程度に實現されてゐるか、吾國は之によつて、(一)印度綿布市場を維持し、(二)印度棉花の輸入を確保せんとするにあつたが、前述の如く後者は十分にその目的を達してゐるが、前者は極めて不十分である。また印度側の期待は、(一)棉花輸出市場を確保し、(二)國內綿業を保護し、(三)英國商品を保護するにあつたが、(一)の目的は前述の如く豫想以上に達せられてゐる。また印度綿布の生産高は、第一年度において未曾有の増加となり、約三十四億に達してゐるから、國內産業保護の目的も達せられてゐる。最後に英國綿布の輸入比率は、第一年度は吾國の三九・六%への減退に對して、五八・五%に増加してゐるから、こゝでは英品保護の目的は十分に達成されてゐる。然るに第二年度は吾國五二・四%、英國四六・四%となつてゐるから、こゝでは目的は達せられない様ではあるが、併し假りに此の協定なくして、日英兩國の自由競争に委せられたとすれば、吾が商品は恐らく著増してゐたであらう。この意味では第二年度でも消極的の保護作用は十分に働いてゐると言はねばならぬ。要するに協定實施の結果より見るも、之によつて受ける印度の利益は、吾國に比し遙かに大なるものがある。然らば改訂問題に對する印度側の主張は如何。

五、印度側の主張する改訂問題

日印再會商の経過は明らかならず、従つて印度側の主張もまだ公けにされてはゐない。併しながら傳へられる所では『印度政府の日印會商に於ける態度は、概ね民間代表提出の勸奨に據るものなり』¹⁾と言はれ、その民間代表提出の勸奨事項なるものは、すでに公けにされてゐるから、之によつて略々印度側の主張する改訂事項を知ることが出来る。今その各項目を掲げて、簡単に論評を加ふることとする。

『印度民間代表の政府提出勸奨事項』²⁾

『(一)日印協定實施以來、日印間貿易バランス變轉し、日本の對印輸出激増したるが、印度よりの輸出は特に銑鐵及種子に於て激減せり』

併し之は事實に反してゐる。さきの第一表によつて明らかなる如く、印度側の數字に従ふも、貿易バランスは却つて印度側に有利に轉換し、日本の對印輸出の増加せざる代りに、印度の對日輸出は著増してゐる。ことに銑鐵の如きは著しく増加してゐる。

『(二)日本は過去平均百六十萬俵の印棉を購入し居る所、右は日本の必要に基くものなるを以て、日本がステール・ファイバーを以て棉花に代へざる限り、日本の買付は減少せざるべし。依て紡績關係者は棉花業者に對し、若し日本が棉花購入を拒む際は、政府をして之を買付しむる様、勸説方協力を惜まざると共に、右政府に依る棉花市場保障に對し同様協力すべし』

日本の印棉輸入は印度側の數字によれば、協定前三ヶ年平均にて約百萬俵に過ぎない³⁾。而かも印棉消費率は漸減傾向にあつたに拘らず、協定後二ヶ年平均は約百八十萬俵に上つてゐる。ステ

1) 日本時報、第六十六號、昭和十一年九月九日。
2) 輸出組合、日印貿易の再検討、第七表參照。
3) 日本外務省通商日印貿易の再検討、第七表參照。

イブル・ファイバーの問題は姑らく別とするも、最近では南米棉花・支那棉花等の重要を加へつゝあることは事實である。日本の印棉減退または印棉不買に對して、印度政府の買上げをもつて對抗しうるかは問題であらう。

『(三)日本よりの綿布・フェニックス・綿製衣服及人絹製品輸入數量の維持は、印度紡績工業の需要を阻害し居り、當業者は之が輸入の遞減を計り、結局印度品を以て全需要を充たすに至るべきを要望し居れり。』

併しながら綿布に關する限り、協定後の印度綿布生産高は前述の如く激増してゐる。況んや人絹製品が綿布以上に印度人絹業を壓迫せりとは考へられない。印度が是等商品の完全なる自給自足を目標として進むことは善いが、現在の工業程度をもつて外國品を阻止することは、過大なる犠牲を國民に強要するものである。のみならず國內産業の保護ならば、日英間の差別關稅を撤廢すべきであらう。

『(四)依て民間代表者は印綿買付に關する協定は、現在のまゝ存續する一方、日本綿布が年五千萬碼減少せしむべき旨、政府に對し一致の意見を勸奨す。』

『(五)右減額は印度輸入日本綿布が年五千萬碼、アフガン及ネパールに再輸出せられ居る實情に基礎を置きたるものなり。』

さきに日印協定の不平等性を是正して對等交換となすべしとの立場より、印棉買付をそのまゝにして、綿布の基準數量を四億碼、最高數量を六億碼とすべきことを主張した吾々の見解とは、甚だしき懸隔である。印度側の根據とする再輸出は、若しその二國が外國ならば、協定に従つて當然に控除さるべく、國內ならば四億碼に包含されねばならぬ。

『(六)フェニツ輸入は重大問題となり居るに付、之にクオータを適用し、その數量は綿布のクオータの二分五厘を超過せざること。

』(七)人絹織物輸入増加に顧み、之を一般綿布クオータに包括せしむること。

』(八)綿製衣類も同様クオータに包含せしむること。』

之は現行協定の範圍を擴大して、他の諸商品をも包含せんとする主張であるが、之にクオータを適用せよとは無意味である。現行協定は棉花と綿布とのバーターであるが、謂ふ意味は恐らく是等商品に關する輸入制限條項を挿入せんとするものであらう。吾々は寧ろバーターを現行の如く二商品に止め、それより來る價額上の不均衡を是正するために、その他の諸商品に關する輸入緩和條項を挿入すべきものと考へる。

『(九)日印協定の目的は印度工業保護にありたる所、事實は之に反し日本品は人絹及衣服等に於て輸入増加し居るにつき、印度紡績製品の増加に比例し、日本品の減少を見る如く統制を施すこと。』

なるほど人絹織物は二割乃至三割の増加を見た様であるが、併し之が如何なる程度に印度工業を害してゐるかは明らかでない。印度製品の増加に比例して日本品を制限せんとする主張は、餘りにも一方的であつて、日本が印棉の壓倒的な最大顧客であることを忘れ、また英國への差別待遇を忘れたる主張と言はねばならぬ。

』(一〇)過去數年間の日本輸入品より生ずる主なる困難の一是、低廉なる雜貨の輸入増加持續にして、右は印度小規模工業及村落手工業を覆し居るにつき、之に對しクオータ又は高率關稅を適用すること。尤も日本よりの全輸入品に對する印度關稅收入は年五千萬留比(内綿布關係三千萬留比)なるが、之に對し禁止的高關稅を課することは、關稅收入の激減を來し、新憲法に依る地方自治政府實施上の要件たる財政上の調整を崩壊することとなり、事態重大なるも、印度産品と公正なる競争の水準まで價格引

上の程度に、日本品に對する關稅を増加することは、關稅收入に影響を及ぼすことなく目的を達し得べし。』

吾國の雜貨輸出に對してクォータまたは高率關稅を適用せしめんとする勸奨は、さきに述べたる吾々の見解とは全く逆である。印度側の理由とする小規模工業及村落手工業の窮迫は、果して日本雜貨の壓迫によるか否かは明らかではないが、假りに然りとすると、印度經濟全體の上より見て、小規模工業または村落手工業を維持するために、棉花經濟を犠牲に供してよいかは問題であらう。何れにせよ印度經濟發展のため印度は如何なる方向にその國民經濟を指導せんとするか、印度にとつての先決問題である。而して高率關稅と關稅收入との矛盾を指摘せるは、寔に正當なる告白である。要する印度側の主張の中には誤れる事實の認識に出發するものも少なからず、且つ餘りにも一方的な見解に捉はるゝものが少くない様である。

六、結 論

何れの利害にも捉はれず、冷靜なる第三者の立場にあつて、一に公正なる對等協定と日印の共存共榮とを目標として、改訂問題を考察し來れる結果を要約すれば、

第一に、適當の改訂を加へて日印協定を繼續せしむることは、兩國の經濟ことに印度經濟によつて重要である。

第二に、改訂の根本的精神は、印棉本位の交換制を改めて、相互對等の交換貿易制となすにある。

第三に、基準數量は棉花百萬俵に對する綿布四億碼とし、最大數量は百五十萬俵に對する六億碼とせねばならぬ。

第四に、伸縮數量は棉花と綿布とを對等にして、每一萬俵の棉花増減に對して伸縮ともに二百萬碼とせねばならぬ。

第五に、最大數量の意味を兩者同様に相對的とし、超過數量は協定期間を通じて繰越しうるものとせねばならぬ。

第六に、棉花年度の優先を撤廢して棉花・綿布ともに一月—十二月とし、また綿布のみの季節的割當も撤廢されねばならぬ。

第七に、價額の均衡に近づかしむるため、綿布の基準數量・最高數量を高め、且つ雜貨輸出の確保を協定せねばならぬ。

第八に、關稅規定は高率關稅よりも寧ろ差別關稅を是正せしむべく、對英關稅との差等を規定すべきであらう。

第九に、實施二ヶ年の結果は、協定の不平等性を事實上に具現して、印棉輸入の著増と綿布輸出の減退となつてゐる。

最後に、協定實施の結果より見て、品種別割當に修正を加へ、晒地に對する割當の増加を計らねばならぬ。